

## 議案第7号

### 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

| 33 |

鳥取県知事 平井伸治

### 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
--------	--------

改 正 後	改 正 前
<p>(地方活力向上地域における県税の<u>課税免除及び不均一課税</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）に対し、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</u></p> <p><u>3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u></p>	<p>(地方活力向上地域における県税の<u>不均一課税</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、<u>同条第1号</u>に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u></p>

規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成35年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成35年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

2・3 略

4 第4条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

(2) 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

5 知事は、前各項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする

2・3 略

4 知事は、前3項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第4条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる

者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～4 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第4項までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第5項若しくは前条第4項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徵収猶予)

事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～4 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第3項までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第7条第4項若しくは前条第4項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徵収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項、第3条若しくは第4条第2項の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第3項、第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

## 2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

## 4～7 略

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項、第5条若しくは第6条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

## 2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

## 4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、第5条若しくは第6条の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条の規定による届出又は第8条の規定による申請をする者が選択するいづれかの規定を適用する。

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条若しくは第6条の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになつたときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第7条の規定により届出をする者が選択するいづれかの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用し、同日前の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令 (平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)</p> <p>第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業</p>	<p>(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令 (平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)</p> <p>第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業</p>

の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

略

2・3 略

の用に供した日の属する年又は事業年度（以下この項において「基準年」という。）以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第58条の2及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

略

2・3 略